

令和5年4月1日

工事現場に配置する技術者について

建設業法では、建設業許可の基準の一つとして営業所（本社・支店・営業所等）ごとに技術者の配置を求めています。また、工事現場にも技術的事項を監理する技術者の配置を義務付けていますので、**建設業法に定める技術者を配置してください。**

記

1 配置すべき技術者について

- ◎主任技術者…請負金額の大小にかかわらず、必ず工事現場に配置しなければなりません。
- ◎監理技術者…特定建設業の許可を有する元請業者が総額 **4,500 万円**以上の（建築一式工事は **7,000 万円**以上）を下請契約して施工させる場合に配置しなければなりません。

2 専任の技術者が必要な工事について

請負金額 **4,000 万円**以上（建築一式工事は **8,000 万円**以上）の工事の場合、**技術者を専任で配置することが必要です。**

3 同一技術者による制限付一般競争入札の複数申請について

専任の技術者を求める複数の案件に同一の技術者を配置予定技術者として申請することができます。

ただし、複数の申請を行い、いずれかを落札した場合に、他の案件の落札候補者になった時には、配置予定技術者を変更しなければ落札できません。

4 技術者の専任配置について

「専任」とは他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することをいいます（原則として工事現場に常駐することが求められます）。

ただし、本市において営業所の専任技術者は、専任を要しない工事において、主任技術者として配置することを可能とします。また、現場代理人は現場に常駐しなければならないため、兼務の緩和対象となる工事以外は、営業所の専任技術者は現場代理人となることができません。